

○高知市市民ウェブモニター制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例(平成15年条例第13号)第13条の規定に基づき、より短期間で市民の意識、ニーズ等を把握し、市政に反映するため、高知市市民ウェブモニター制度(以下「モニター制度」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(モニター制度の内容)

第2条 モニター制度の内容は、高知市市民ウェブモニター(以下「モニター」という。)に対してインターネット環境を利用したアンケート調査等を行うとともに、調査結果の集計、分析等を行って市政に反映するものとする。

(モニターの公募及び登録)

第3条 市長は、モニターをしようとする者を公募するものとする。

2 前項の公募に応募できる者は、当該公募を行う年度の4月1日現在において、市内に居住し、勤務し、又は在学する満18歳以上の者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 国又は地方公共団体の議会の議員
- (2) 常勤の国家公務員又は地方公務員
- (3) モニターをしている者が同一世帯にいる者
- (4) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号)第4条各号のいずれかに該当すると認められる者
- (5) 第8条第3号の規定に該当して登録を取り消された者

3 市長は、第1項の公募に応募をした者のうち前項の規定に該当するものを、当該応募の早い者から順に市長が適当と認める人数に達するまでモニターとして登録を行うものとする。

4 前項の登録(以下「登録」という。)の有効期間は、登録の日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

5 前項の有効期間の満了後引き続き第2項の規定に該当する者は、当該年度の4月1日に登録をされたものとみなす。

(モニターの活動内容)

第4条 モニターとして登録をされた者(以下「登録モニター」という。)は、市長の依頼に応じ、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市政に関するアンケート調査に回答すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

2 前項各号に掲げる活動に要する費用のうち登録モニターに係るものは、当該登録モニターが負担するものとする。

(謝礼)

第5条 市長は、登録モニターに予算の範囲内で謝礼を支給するものとする。ただし、アンケート調査の回答実績が一定に満たない等、前条第1項各号に掲げる活動の実績が不十分であると市長が認めた場合は、この限りでない。

(変更の届出)

第6条 登録モニターは、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(禁止行為)

第7条 登録モニターは、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為

- (2) 法令に反する行為
 - (3) 虚偽若しくは不正な回答をする等モニター制度の運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為
 - (4) 同一人物による重複して登録する行為又は他人になりすまして登録する行為
 - (5) 他の登録モニター又は第三者をひぼう又は中傷する行為
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と認める行為
- (登録の取消し)

第8条 市長は、登録モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 辞退の申出があったとき。
- (2) 第3条第2項の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が登録を取り消す必要があると認めたとき。

(個人情報の取扱い)

第9条 市は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条において定める場合を除き、モニター制度の実施に伴い収集した個人情報を、当該制度に関する事務以外には利用しないものとし、同法の規定に基づき、適切に取り扱うものとする。

(モニター制度の中止等)

第10条 市長は、登録モニターの承諾を得ることなく、この要綱を改正し、又はモニター制度を中止し、若しくは廃止することができる。

(免責事項)

第11条 市は、次に掲げるいずれの場合においても、その責めを負わないものとする。

- (1) 登録モニターが、登録の内容に変更があったにもかかわらず、第6条に規定する変更の届出をしなかったため、市が登録の内容に基づきモニター制度に関する情報を送信したことにより当該登録モニターに不利益又は損害が生じた場合
- (2) 前条の規定に基づくモニター制度の中止又は廃止によって、登録モニターに不利益又は損害が生じた場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、モニター制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。